

第12 感染症対策物資等の確保に関する事項

1 基本的な考え方

医薬品や個人防護具等の感染症対策物資等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する診療において欠かせないものである。

特に、新型インフルエンザ等感染症をはじめとする全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、平時から感染症対策物資等が不足しないよう対策等を講ずる。

2 感染症対策物資等の確保に関する方策

県等は、新興感染症の全国的な流行時等に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、個人防護具等を備蓄又は確保する。

連携協議会委員等からの意見・要望

- ・ 外来診療の場において個人防護具が不足した。
- ・ 保健所の指示で救急隊の個人防護具の着用が求められたが、物資が不足していた。
- ・ 宿泊療養において薬剤が医療機関の持ち寄りとなり、共有体制が不明確かつ不十分な状態だった。
- ・ 感染対策の徹底のため、県からのアイソレーター等の支給について検討してほしい。